

ワガママがひらく未来 ～権利主張と社会のありかた～

ねらい

- ・ 権利を主張する人に対して、「ワガママ」という意見が少なくない社会で、権利とは何かを知る。
- ・ 自分の権利が守られているか、侵害されたとき、どうしたら取り戻せるのか、主張や獲得する方法を考える。
- ・ 権利がおびやかされやすい人、ワガママと受け止められるのはなぜ、どういうことなのか考える。
- ・ 権利があることを知る→権利主張とはどういうことか。

準備物

- ・ 模造紙
- ・ カード
- ・ ワークシート

プログラムの流れ (80分)

1. 趣旨とルールの説明 (5分) ……ねらいの説明など。
2. あらためて考える、権利ってなに? (25分) ……自分自身の権利を考える。
3. これって権利? ワガママ? (25分+15分) ……権利と主張について、事例から話し合う。
4. まとめ ワガママで社会を変える (10分) ……声をあげることで社会をかえていくとは。

※時間は目安ですので、話し合いの状況等をみながら自由に設定してください。

時間	詳細な手順	留意点
5分	<p>1. 趣旨とルールの説明 (推進者)</p> <p>今回は、「ワガママがひらく未来」というテーマで、誰もが生まれながらに持っている権利について考えていきます。</p> <p>世の中には、人権なんて「ワガママ」だと言う人や、「この世の中は不平等で当たり前」「みんながまんしてるんだ」といった意見は少なくありません。けれど、もやもやすることやしんどい状況を放っておいても、事態がよくなるとは限りません。</p> <p>たとえば、ある会合で集まった会議室の、空調の温度が、あなたには寒かったとします。そのとき、「寒いので、少し温度をあげてください」と言うことはワガママでしょうか。</p> <p>黙っている人もいるかもしれません。「ほかのみなさんは、ちょうどいいと思っているかもしれない」「自分だけが寒く感じているのかもしれないから、何か羽織るものを探そう」「会合も1時間くらいだし、ガマンしよう」</p> <p>でも、じつは他にも寒いと感じている人がいて、「温度をあげてください」と言われたら助かったと思うかもしれません。</p> <p>実は、いまの社会で「権利」として認められているものは、誰かのワガママからはじまったものである、と言えます。もう少し</p>	<p>●ねらいを読んで趣旨の説明をしてもいいです。</p>

ていねいに言えば、その当時の社会ではワガママとされていたけれど、権利として認められ、いまでは当たり前になっている、ということなのです。

今年のプログラムは、権利について、わたしたちが自分や他者のワガママにどうむきあうのか、ということから考えてみたいと思います。

今年もワークショップで学んでいきます。ワークショップというのは、推進者が答えを持っているのではなく、この場にいるみなさんでやりとりをしながら、考えを深めていく学び方です。

難しく思われる方も多いかもかもしれませんが、できるだけ身近なところから考えていきたいと思っています。正解があるわけではありません。みなさんには、ふだんの言葉で、自分の思うことをおしゃべりしていただけたらと思います。

そのために、3つのお願いがあります。この場では、「参加・尊重・守秘」をルール(約束)としたいと思います。

1つ目は「参加」です。

ぜひ積極的にこの場に参加していただきたいと思います。

2つ目は「尊重」です。

学習の中で、参加者の皆さんどうしやわたしとの間で、いろいろなやりとりをします。そこでは「正解」や「期待された答え」はありません。できるだけ皆さんの考えを、みなさん自身の言葉で出し合っていただければと思います。いろいろな意見がでることと思いますが、それをお互いに尊重しあいましょう、というルールです。

中には、自分とは正反対の意見や、考えもしなかった意見もあるかもしれません。それに無理やり同意する必要はありません。「違う」「おかしい」と否定するのではなく、理解を深めようとするというのが「尊重」という意味です。

3つ目は「守秘」です。

意見を述べるときに、自分の経験から話される方があるかもしれませんが、一般論ではなく、そうしたご自身の具体的なことから話していただけるのは大歓迎です。ただ、そのお話は、この学習の枠組みの中、グループでの話し合いの関係性の中で出して下さったものですから、学習の場から持ち出さないようにしてください。自分の経験やできごとについて、誰に、どこまで、どんなふうに話すかを決められるのは、その人自身だけです。「いい話だから」といっても、勝手に紹介するのではなく、話すならその本人に確認してからにしてください。もちろん、学んだエッセンス、ご自分が学習を通して考えたことなどは、どんどん他の方に話し

●「参加」「尊重」「守秘」と提示する。

	て分かち合ってください。	
15分	<p>2. あらためて考える、権利ってなに？ ～わたしの権利、守られている？ 侵害されていたらどうする？～</p> <p>人権は、すべての人に保障されるもの、というのはご存じだと思います。</p> <p>とはいえ、いざ「あなたは、どんな権利を持っていますか？」ときかされると、パツとは出てこない方も多いのではないのでしょうか。</p> <p>まずは、あらためて権利についてふりかえってみましょう。</p> <p>ワークシートをお配りします。</p> <p>ここには、世界人権宣言の30の条文のうち12の条文を載せています。世界人権宣言についてきいたことはあっても、条文を具体的に見たことはあまりないかもしれません。今日はちょっとていねいにみていきましょう。</p> <p>この12の条文について、「わたしはこの権利がまもられている」「わたしはこの権利をもっている」と思えるものを、2つ選んで赤いシールを貼ってください。</p> <p>逆に、「わたしには、この権利がない、守られていない」「実感がなく、あまりわたしに関係があると思えない」と思うものを、2つ選んで青いシールを貼ってください。</p> <p>もちろん、正解があるわけではないです。根拠がハッキリあるわけでもなく、直感的につけてもらうのでかまいません。</p> <p>他の人が貼ったのに影響されるかもしれませんが、できるだけ自分の考えや感覚でお願いします。</p> <p>もう少し続けて考えてみましょう。</p> <p>赤いシールを貼った条文について、「この権利が奪われそうに（侵害されそうに）なったら、どうしたらよいか」、</p> <p>青いシールを貼った条文について、「この権利がしっかりと守られるために、どうしたらよいか」、</p> <p>わかるものはあるでしょうか。</p> <p>権利が損なわれたままの状態が続いたら、毎日の生活はどうなっていくのでしょうか。</p> <p>あらためて、気づいたこと・感じたことを話し合ってみてください。</p>	<p>ゆっくり 12 条を読みあげてもよい。</p> <p>「地球市民の人権教育」2015年解放出版社より世界人権宣言カードを12枚を抜粋して利用。</p> <p>グループでしゃべりながら活動してもらってよい。</p> <p>特にまとめたり、発表したりする必要はない。</p>

(参加者の様子を見て、下記の中から1つか2つ、例としてあげる)

第11条 逮捕されても有罪と決まったわけではない

第12条 プライバシーを守られる権利

→たとえば、先日会った、「あおり運転」の事件では、ドライブレコーダーの映像がテレビで流されたこともあり、警察が捜査している段階で「犯人」扱いの報道でした。さらには、あおった車に同乗していた女性に関してプライバシーが詮索され、ネット上で名前や会社などをあげられた方のところに、たくさんの人が抗議するということがおきました。けれど、それは人違いだったのです。

被害を受けた女性は、弁護士に相談し、ネット上で情報を流した人たちに名誉棄損など、法的な対応をとることにされたそうです。

第16条 結婚は当事者同士で決める。

→結婚を決めたときに、親に対してどのように知らせるイメージがありますか？

男性が女性の親に向かって「〇〇さんを、ボクにください！」というような、“嫁にもらう/嫁にやる”イメージでしょうか。

男性、女性関係なく、「〇〇さんと結婚させてください」と、親に結婚を許してもらおうよう、お願いするイメージですか？

それとも、「〇〇さんと結婚します」という、報告でしょうか。

権利、という視点からいけば、結婚する当事者が決めて、親や周囲には報告でかまわないのです。世界人権宣言だけでなく、憲法でも24条に「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」とあります。

「法律はそうでも、“報告”っていうのは、現実の人間関係では冷たいなあ、よそよそしいなあ」と思われる方もあるかもしれません。

でも、旧憲法や民法では、結婚も離婚も「家長」に決定権があり、特に女性は自分のことであっても思うどおりにできなかつたのです。

実際の場面でどんな言い方をするかは、その人が決めることですが、相手を選ぶことができるのは権利の裏付けがあつてのことなのです。

第25条 生活保障の権利

→台風や地震など、自然災害があり、被災した時に、みなさんはどうしますか？

「自助、共助、公助」という言葉はきいたことがあるでしょうか。

自助は、自分で備えておくこと。共助は、地域などでともに助け合

推進者用資料参照

	<p>うこと。そして、公助は国や自治体などの支援を指します。</p> <p>防災の取り組みでは、身近にできることとして、自助や共助の意識を高めることの重要性が強調されることが多いです。</p> <p>けれど、被災した人が「人間らしく生きられる」ように支援をするのは、国や自治体の責務でもあります。だからこそ、避難所では衣食住や医療が無償で提供されるのです。</p> <p>「助ける」という字がついていますが、公助は、権利を保障するために不可欠なものだと考えられます。不十分であれば、要求してもいいものなのです。</p> <p>第 24 条 休息する権利</p> <p>→30 条のなかで、この条文が一番身近かもしれません。</p> <p>過労死のニュースが繰り返され、働き方改革が言われますが、なかなか思うようには休めないのが現実、というのは多くの方が思っておられることでしょう。</p> <p>ただ、実際に休みを取るのが難しいとしても、それは仕方のないことではなく、本来は権利として保障されていることを知っておくことは大切です。少し前に、インターネット上で「有給休暇取得のマナー」として、「身内の結婚式や看病」なら OK だけ、「親戚の来訪や町内会の集まり」「体調は悪くないけど気分が乗らない」はアウト、という記事が掲載され、批判をうけました。どんな理由でも有給休暇は取れますし、そもそも理由を言う必要はないのです。</p> <p>いま、あたり前とと思っている 8 時間労働も、1886 年に労働者が要求して実現した権利です。それまでは、何時間働かせるのも自由な時代がありました。</p> <p>権利は、困難な状況にある人が声をあげて獲得してきたものなのです。</p> <p>「権利の上に眠るものは保護に値せず」という法格言があります。主張しない者の権利は、保護されない、という意味です。</p> <p>憲法も、12 条に、自由と権利を守るための不断の努力、ということが書かれています。</p> <p>自分がどんな権利をもっているか。それはどのように獲得されてきたのか。守るために何が必要か。守られているときにこそ、考えておきたいものです。</p>	<p>民法の消滅時効制度に、この法格言の考え方が具体化されている。</p> <p>憲法 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。</p>
40 分	<p>3. これって権利？ ワガママ？ ～権利を主張するとは～</p> <p>人権は、すべての人が生まれながらに持つものです。</p>	

その、具体的な1つ1つの権利は、人々が主張し、権利として確認され、共有されてきたものです。

たとえば、選挙権。1792年のフランスで行われた選挙が、世界初の普通選挙といわれます。財産や身分などの制約がない、という意味で画期的ですが、男性のみでした。女性の選挙権が実現するのは、約100年後の1900年前後です。日本では、1890年から選挙がおこなわれていましたが、財産の制限付きのものでした。大正デモクラシー高まりをうけ、1925年に財産の制限のない普通選挙が男性のみ実現。女性の選挙権は1946年に実現しました。世界でも、日本でも、多くの人々が主張したことで選挙権が獲得されてきたのです。とはいえ、声をあげるのは勇気のいることでしたし、無視されたりバカにされたり、攻撃されることも少なくありませんでした。いま、「女性にも選挙権を」と言ったら、「なにをあたりまえのことを」「あたりまえすぎて、言う必要などない」と思われるでしょう。けれど、100年前には、「女性にも選挙権を」という主張は、少数の人の“ワガママ”と思われていたのです。

では、身近なことで考えてみましょう。

お配りしたカードの項目のような主張について、みなさんはどう思いますか。「権利として認められるべき」でしょうか？ それとも「ワガママ」でしょうか。

そして、主張しやすいでしょうか、しにくいでしょうか。グループで分類してみてください。

【カード例】

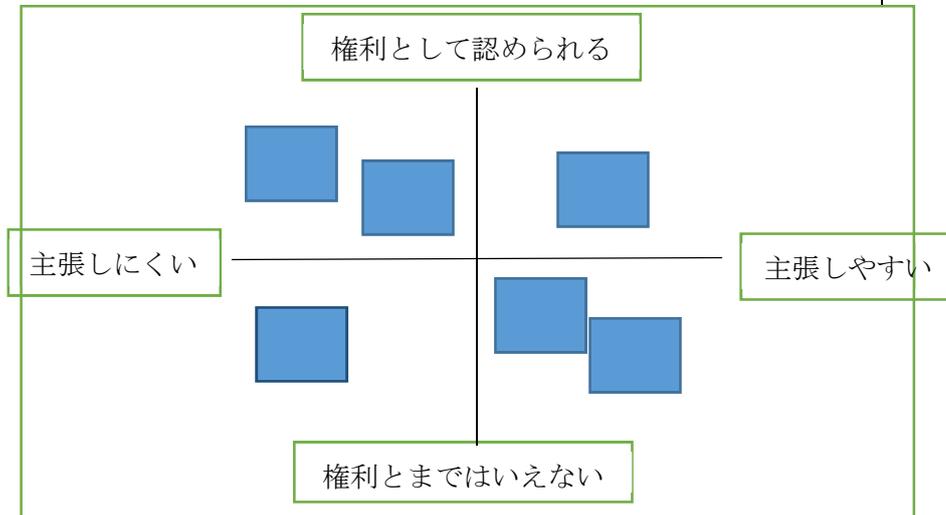
★子どもたちが…

- ①給食で牛乳を飲みたくない（アレルギーだから）
- ②給食で牛乳を飲みたくない（お腹が弱いから）
- ③給食で牛乳を飲みたくない（嫌いだから）
- ④今日だけ、給食で牛乳を飲みたくない。（献立にあわないから）
- ⑤授業で分からないところを質問したい。
- ⑥授業で分からないところを補習してほしい。
- ⑦宿題を減らしてほしい。
- ⑧宿題をふやしてほしい。
- ⑨出産後、育児休暇をとらずに働きたい。
- ⑩育児休暇をとりたい。
- ⑪車椅子で自分の行きたい場所に行きたい。
- ⑫車いすで、ふらっと一人旅をしたい。
- ⑬同性ペアで公営住宅に申し込みたい。
- ⑭同性ペアでダブルの部屋に宿泊したい。
- ⑮〇月〇日に有給休暇をとりたい。
- ⑯結婚しても苗字を変えたくない。

日本では、敗戦による憲法改正が契機となっているが、戦前から女性参政権を求める運動はあった。

- ⑰外国籍だけど、選挙で投票したい。
- ⑱外国籍だけど、自治会に入りたい。
- ⑲共同作業に欠席したい。(お金は払いたくない)
- ⑳共同作業に欠席したい。(お金は払う)

模造紙記入例



やってみてどうでしたか。

権利として認められるかどうかは、社会によって、つまり地域や時代によっても変化していきます。

上下の縦軸について、どこに位置づけられるかは、一概に言うことはできません。

左右の横軸、主張のしやすさに関してはどうでしょうか。

あなた自身が、「権利として認められる」ものでも、「主張しにくい」ものがあつたでしょうか。【左上のエリア】

あなたは「権利とまではいえない」と思うものを、誰かが主張しているときには、どう思うでしょうか。

日本の社会は、まわりの“空気”を読んで合わせる事が大事で、個人の意見を主張するのが難しい、と言われることがあります。

そうした背景もあつてか、正当な権利主張であっても、「ワガママだ」と非難されることもあります。

わたしたちが、権利主張をワガママだと感じてしまうのは、どうしてでしょうか。

ワークシート「権利主張をワガママだと感じてしまうのは…」を配布します。あなたの感覚に近いものはありますか？ 他にも理由があつたら、教えてください。

	<p>いかがでしたでしょうか。</p> <p>さきほど、「権利として認められるかどうかは、社会によって、つまり地域や時代によっても変化していきます」と言いました。</p> <p>変化は自然とおこるのではなく、「ワガママ」と思われても主張した人がいたことで、反発や議論、対話や納得をへて、社会の価値観や認識が変化し、権利として認められるようになってきたのです。</p> <p>(ワークシートの裏側「ワガママと社会秩序」を使って説明)</p> <p>であるならば、ワガママは、より権利が尊重された社会になるための一歩ともいえるのではないのでしょうか。</p>	<p>●資料配布</p> <p>「権利主張をワガママだと感じてしまうのは…」／「ワガママと社会秩序」</p>
20分	<p>4 (まとめ)</p> <p>みんなでワガママ＝空気を読まずに社会を変えよう</p> <p>だれかが声をあげたときに、「ワガママだ」と切り捨ててしまうのは、社会が変化する芽を摘んでしまうことになるかもしれません。また、「ワガママと思われたくないから」とがまんしてしまうのは、他にも同じ思いをしている人とつながったり、変化をおこしたりするきっかけを逃してしまうことになるのかもしれません。</p> <p>ワガママを、いままでより少し肯定的にとらえていただけたらな、と思います。</p> <p>もちろん、すべてのワガママが権利だというわけではありません。社会生活を営むうえで、それは通らない、というワガママもあるでしょう。そこを見極めるためにも、まずは、言い分をじっくりきいてみてください。</p> <p>「ワガママと思われたくないから」と、自分の権利を主張せずにかがまんしていると、他の人が権利主張をしているときに、「あの人がだけずるい」と感じてしまいがちです。</p> <p>「ずるい」と、相手をがまんする方に引っ張るのではなく、「わたしはなにかががまんしてるかな？ 言いたいのに、言えてないこと、あきらめていることがあるかな？」と、自分をふりかえってみてください。</p> <p>子どもが他の子を見て「ずるい！」と言うことがありますよね。これを英語にすると、「It's not fair」、つまり、フェア（公平）じゃない、というのだそうです。そこでの考え方は、声をあげた人ががまんさせよう、ではなく、わたしだって声をあげたい、みんなにその“ワガママ”をみとめてよ！というニュアンスにきこえませんか。</p>	<p>●参考</p> <p>「ずるい」という感情の背景にあるものはなにかを、英語での表現をもとに考えてみることもできる。</p> <p>「ずるい」に相当する英語</p> <p>jealous (うらやましい)</p> <p>envy (嫉妬する)</p> <p>cheat (いかさま)</p> <p>sly (陰険な)</p>

	<p>「好きな人と結婚したい」 「女の子でも勉強したい」 「障害があっても自由に出かけたい」 「日本名ではなく、民族名を名乗りたい」 どれも、昔はワガママと思われていたのが、いまでは権利として、あたりまえに認められるようになっているものです。</p> <p>「同性同士でも好きな人と安心して手をつないで歩きたい」 「高校生だからって強制的に髪を黒に染めさせられたくない」 「名前や外見で、勝手に日本人だとか日本人らしくないとか言われたくない」 いま、社会で声が上がってきていることです。</p> <p>誰かが声をあげることを「ワガママだ」「ずるい」と言うのではなく、公平に、みんながより権利が尊重された状態にするために、「空気をよまずに、空気を変えて、社会をよりよくする」ことをめざしていければと思います。</p> <p>今日の研修をきっかけに、ワガママという身近な感覚から、権利や権利主張を尊重する、ということについて考えていただければと思います。</p> <p>ご参加ありがとうございました。</p>	<p>dirty (不正な) sneaky (卑劣な) crafty (悪賢い) wily (狡猾な)</p> <p>●アンケートを記入していただいて終了。</p>
--	---	---

権利主張をワガママだと感じてしまうのは…

★誰かが権利主張をすることを、ワガママだと感じてしまうのは…

- 自分は我慢してきた（してる）。みんな我慢してる。我慢することこそ美德だから
- 集団の秩序が乱れる／場の雰囲気をおそろすから
- 今までのやり方を守りたい／変えたくないから
- 対応するのが大変だ・できないから
- 知識が足りない（ので権利だと思えない）から
- 今までのやり方（習慣・慣例）で問題を感じないから
- 必要なのは少数の人だけ（多くの人にとっては関係ない）だから
- コストがあわない／かかりすぎるから
- めんどくさい・かかわりたくないから
- 主張する／されることに慣れていないから
- 自分の権利（既得権）が削られる気がするから
- 自分が負けた気がする／相手に主導権をとられるようでイヤだから
- 今までのやり方／自分の価値観／信じてきたことが否定されたような気がするから
-
-
-

★自分が権利主張をしたいと思っても、ワガママかな？と思っけ言いづらいのは…

- 集団の秩序／場の雰囲気を乱したくないから
- 大げさ・堅苦しいと思われるかもしれないから
- 知識が足りない（ので権利だと思えない／主張してもいいと思えない）から
- 自分だけがそう思っているのかもしれないから
- 主張することに慣れていないから
- 相手を攻撃している／責めているような気持ちになってしまうから
- 他の人に迷惑になるかもしれないから
- ワガママだと思われたくないから
-
-
-

(推進者用資料)

第 11 条 逮捕されても有罪と決まったわけではない

第 12 条 プライバシーを守られる権利

→たとえば、先日あった、「あおり運転」の事件では、ドライブレコーダーの映像がテレビで流されたこともあり、警察が捜査している段階で「犯人」扱いの報道でした。さらには、あおった車に同乗していた女性に関してプライバシーが詮索され、ネット上で名前や会社などをあげられた方のところに、たくさんの人が抗議するということがおきました。けれど、それは人違いだったのです。

被害を受けた女性は、弁護士に相談し、ネット上で情報を流した人たちに名誉棄損など、法的な対応をとることにされたそうです。

第 16 条 結婚は当事者同士で決める。

→結婚を決めたときに、親に対してどのように知らせるイメージがありますか？

男性が女性の親に向かって「〇〇さんを、ボクにください！」というような、“嫁にもらう／嫁にやる”イメージでしょうか。

男性、女性関係なく、「〇〇さんと結婚させてください」と、親に結婚を許してもらおうよう、お願いするイメージですか？

それとも、「〇〇さんと結婚します」という、報告でしょうか。

権利、という視点からいけば、結婚する当事者が決めて、親や周囲には報告でかまわないのです。世界人権宣言だけでなく、憲法でも 24 条に「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」とあります。

「法律はそうでも、“報告”っていうのは、現実の人間関係では冷たいなあ、よそよそしいなあ」と思われる方もあるかもしれません。

でも、旧憲法や民法では、結婚も離婚も「家長」に決定権があり、特に女性は自分のことであっても思うどおりにできなかったのです。

実際の場面でどんな言い方をするかは、その人が決めることですが、相手を選ぶことができるのは権利の裏付けがあつてのことなのです。

第 25 条 生活保障の権利

→台風や地震など、自然災害があり、被災した時に、みなさんはどうしますか？

「自助、共助、公助」という言葉はきいたことがあるでしょうか。

自助は、自分で備えておくこと。共助は、地域などでともに助け合うこと。そして、公助は国や自治体などの支援を指します。

防災の取り組みでは、身近にできることとして、自助や共助の意識を高めることの重要性が強調されることが多いです。

けれど、被災した人が「人間らしく生きられる」ように支援をするのは、国や自治体の責務でもあります。だからこそ、避難所では衣食住や医療が無償で提供されるのです。

「助ける」という字がついていますが、公助は、権利を保障するために不可欠なものだと考えられます。不十分であれば、要求してもいいものなのです。

※世界人権宣言では、第 22 条でも「社会保障への権利」として、「人はみな、社会の一員として社会保障を受け、人間らしく暮らす権利をもっています」と謳われています

第 24 条 休息する権利

→30 条のなかで、この条文が一番身近かもしれません。

過労死のニュースが繰り返され、働き方改革が言われますが、なかなか思うようには休めないのが現実、というのは多くの方が思っておられることでしょう。

ただ、実際に休みを取るのが難しいとしても、それは仕方のないことではなく、本来は権利として保障されていることを知っておくことは大切です。少し前に、インターネット上で「有給休暇取得のマナー」として、「身内の結婚式や看病」なら OK だけど、「親戚の来訪や町内会の集まり」「体調は悪くないけど気分が乗らない」はアウト、という記事が掲載され、批判を受けました。どんな理由でも有給休暇は取れますし、そもそも理由を言う必要はないのです。

いま、あたり前とと思っている 8 時間労働も、1886 年に労働者が要求して実現した権利です。それまでは、何時間働かせるのも自由な時代がありました。

第 7 条 法の下での平等

→憲法でも 14 条に規定されています。

あたりまえのことと思うかもしれませんが、ほんの 6 年前（2013 年・平成 25 年）に、「法の下での平等」に関する違憲判決が最高裁で出ています。

両親が法的に結婚をしていない関係で生まれた子ども（婚外子）の相続問題です。もともと民法では、法律婚で生まれた子どもの（婚内子）の 2 分の 1 と定められていました。これは、法的な婚姻関係をまもるため、ということでしたが、生まれてきた子どもに、親の法的な状況が影響するのは差別であると認定されたのです。この判決が出るまでには、1990 年代から、何度も裁判が起こされてきました。敗訴してもあきらめず、当事者を中心に声をあげ続けた結果、やっと勝ち取った判決なのです。

第 26 条 教育の権利

→このカードに、小中学校は無償、とあります。たしかに、授業料が徴収されるわけではありませんが、副教材や設備、行事関係などでさまざまな費用がかかり、それが負担になっている世帯も少なくありません。

いま、小中学校では教科書は無償で配布されます。小学校 1 年生で初めて受け取る教科書の入っている袋にはこんなことが書いてあります。

「この教科書は、義務教育の児童生徒に対し、国が無償で配布しているものです。／この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げられた義務教育無償の精神をより広く実現するものとして（中略）国民全体の願いを込めて、その負担によって実施されております」

国が憲法の理念にのっとって実施しているのは事実ですが、はじめから無償だったわけではありません。

きっかけは、1961 年に高知県の被差別部落の母親たちが声をあげたことでした。厳しい生活の中でも、自分たちも学ぼうと読書会をはじめた母親たちが、憲法を読んで「義務教育はこれを無償とするというのだから、教科書を買うのはおかしいのじゃないか」「教科書がただでないということは、憲法で定められたことが守られていないということではないか」と「教科書をタダにする会」を結成したのです。全国的に運動がひろがり、翌 1962 年には教科書は無償にする法律がつけられました。

いま、高校の無償化や幼児教育の無償化が行われています。けれど、そこから除外されている子どもたちがいます。朝鮮学校や、その付属の幼稚園に通う子どもたちです。国内の裁判では敗訴していますが、国際的な人権機関からは、日本の対応は差別であるという指摘を繰り返し受けている、というのが現状です。

第 20 条 集会を開き、団体をつくる権利

→見出しだけでなく、後半にも注目してください。「無理やり誰かをそこに入れることはできません」とあります。

お子さんが学校に通っていらっしゃる方は、学校に PTA 組織はあるでしょうか。会員にはなっておられるでしょうか。「子どもが在籍していたら、自動的に入会するのではないの？」と思っておられる方もあるかもしれませんが。しかし、本来、PTA は任意加入の団体であり、必ず入会しなければならないわけではありません。ましてや、学級委員や役員などを強制されることも、あってはいけません。

近年、ライフスタイルや家族状況などが多様化するなかで、PTA のあり方への違和感や疑問が出されるようになってきています。

大津市の教育委員会は、PTA への加入が任意であることをきちんと説明する、などの具体的なことを書いた「PTA 運営の手引き」を各学校に配布しており、全国的にも各地の PTA が個人の権利をきちんと認識した運営にかわりつつあります。

とはいえ、残念ながら現場では、「加入しないのはずるい」などの声が上がることもしばしばあります。

第 4 条 奴隷のように扱われない

→奴隷というと、カードのイラストのように、鎖と重りでつながれたイメージで、はるか昔や、遠い地域の出来事だと思う人も多いと思います。

現代日本にもこの条文が関係する状況がある、ということ驚かれるでしょうか。

今年の 4 月に出入国管理法が改正され、日本での外国人労働者の受け入れがひろがっています。そのなかの、「技能実習生制度」が、現代の奴隷制、とも言われているのです。

今の社会では、奴隷とは、自らの意思に関係なく、過酷な状況で、低賃金で労働を強制されている状況をさします。

技能実習生は、違法な長時間労働、パスポートを取りあげられて移動の自由がない、通帳が管理され賃金もきちんと支払わない、やけどや指の切断などの状況でも十分な医療をうけられない、などの状況が頻発しています。

しかし、日本の農業や中小の製造業の現場などでは、実習生なしには仕事が回らない現実もあります。わたしたちは消費者として、実習生がかかわった農作物や製品を利用しているかもしれず、間接的にこの状況とも関わっていると言えます。

第 15 条 国籍をもつ権利

→ほとんどの人は、出生のときに国籍を得ます。日本の場合は、両親のうちどちらかが日本国籍であれば、日本国籍となります（血統主義。1984 年までは、母親が日本籍でも父親が外国籍だと日本国籍にはならなかった）。

国籍が奪われることは、あってはなりません。

けれど、1952 年、60 万人もの人が日本国籍を失いました。戦前、「日本」とされていた朝鮮半島から渡ってきた人たちは、戦後も混乱のなか朝鮮半島に渡ることが難しかったり、生活基盤の状況などで、日本国籍のまま

暮らしていました。それが、サンフランシスコ講和条約の発効の前に、法務省から通達があり、日本国籍を喪失したのです。

世界的に見れば、イギリス在住のインド人、フランス在住のアルジェリア人、ドイツ在住のオーストリア人などは、いずれも国籍の選択権が認められています。(また、定住外国人の2世、3世については国籍を認める国も多くあります)

第 21 条 政治に参加する権利

→日本では外国人参政権はみとめられていませんが、世界的には、地方参政権など部分的であっても参政権を認める国が多数あります。

日本でも、「平成の大合併」のときに実施された住民投票などをきっかけに、100以上の自治体で永住外国人が投票に参加しています。

最終的に、条例や法律を決めるのは、いまの有権者、つまり日本国籍の人たちですから、「自分には関係ない」ではなく、権利を持つ者の責任として考える必要があります。

第 18 条 自由に考え、信じる権利

→「信教の自由」は、人権の歴史の中でも、早い段階で主張され、勝ち取られてきた権利です。

中世のヨーロッパでは、国と宗教は密接な関係にありました。人々が自由を求めるとき、信教の自由はとても重要なものだったのです。